

市民スポーツ振興に係る神戸市の後援名義の使用承認に関する要綱

令和6年5月1日 文化スポーツ局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市民のスポーツの振興を図るため、競技団体等が主催（以下、主催者という。）する事業等に対して、事業の主催者から神戸市の後援名義の使用に関し、文化スポーツ局スポーツ企画課（以下、スポーツ企画課という。）に申請があったものを処理するのに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における「後援」とは、主催者が主催する事業等に対して、神戸市がその事業等の開催趣旨に賛同する意を表して、名義の使用のみを承認することによって支援することをいう。

(団体要件)

第3条 主催者が次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 国、地方公共団体、公共的団体、公益法人及びこれに準ずる団体
- (2) 新聞社、放送会社等、公共性の強い団体
- (3) 国、地方公共団体が補助金によって助成している団体
- (4) 前3号に掲げる団体のほか、次のすべての要件を具備しているもの
 - ア 主催者の存在及び役員構成が明らかであること
 - イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明確であること
 - ウ 堅実な活動実績と事業遂行能力が十分であると認められること

2 前項の規定による主催者の団体の代表者及び役員並びに業務に従事する者が神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月29日 条例第29号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は関係機関等ではないこと。

(事業要件)

第4条 事業の内容が次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 神戸市の施策の推進、市民福祉の向上に積極的に寄与するもの
- (2) 実施目的が、スポーツの振興に寄与するもの
- (3) 広く一般市民を対象とした事業で、原則として会場が神戸市内であること
- (4) 宗教的または政治的な目的を有していないこと
- (5) 勧誘、販売、営利、宣伝等、営利を目的としないものであること
- (6) 公衆衛生上かつ災害防止上、競技会にあっては事故防止、救護体制及び保障措置など、適切かつ十分な措置が講じられているもの
- (7) 「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守し、事業が行われるもの
- (8) その他、後援を承認すべきでない事情がないもの

(申請手続)

第5条 申請者は、神戸市後援名義仕様等申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、後援名義使用にかかる事業実施日の3週間前までにスポーツ企画課に提出しなければならない。

- (1) 大会要項等の事業の概要が分かる書類

- (2)主催団体の概要が分かる書類（団体規約、定款、会則など）
- (3)主催団体の役員名簿
- (4)事業の予算収支が分かる書類
- (5)後援名義を使用する予定のチラシ・ポスター原稿
- (6)その他神戸市が必要と認める書類

2 申請者は、同一年度内に複数の事業を申請する場合で、前項に規定する(2)・(3)の内容に変更がなければ、同書類について2回目以降の提出を省略することができる。

(承認手続)

第6条 神戸市は、前条の規定に基づく申請があった場合は、申請者に対し、第3条及び第4条で定める要件に基づき審査を行い、後援名義使用を承認する場合は後援名義使用承認通知（様式第2号）によって通知する。

(承認条件)

第7条 神戸市は、前条に規定する後援名義使用の承認に際し、次に掲げる条件を付する。

- (1) 神戸市は、事業に要する経費及び事務の負担をしないこと
- (2) 神戸市は、事業及びこれに伴う行為から生じた損害および後援名義の使用承認を取り消すことによって生じた損害に対して、損害賠償その他の一切の責任を負わないこと
- (3) 申請者は、後援名義使用を当該事業以外に行わないこと
- (4) 申請者は、後援名義を利用して、寄付の強要、強引な協力依頼・勧誘・販売、営業目的のチラシの配布などを行わないこと
- (5) 後援名義使用等の期間は、承認した日から当該事業終了時までとすること

(承認後の内容変更・中止)

第8条 申請者は、後援名義使用の承認を受けた後、第5条各号に掲げる書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに、変更内容が分かる書類をスポーツ企画課に提出しなければならない。

(承認の取消)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義使用の承認を取り消し、以後の申請に対して承認しないことがある。

- (1) 第3条又は第4条で定める条件を満たさなくなると認められるとき
- (2) 第5条の申請書類等の内容に著しい相違又は虚偽の事項があったとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令に違反する行為があったときなど、後援名義使用にふさわしくないと神戸市が認めるとき

2 前項の規定によって承認が取り消されたことにより神戸市に損害が生じた場合、主催者はその損害を賠償しなければならない。

(事業の報告)

第10条 申請者は、事業の実施終了後すみやかに後援名義使用事業報告書（様式3号）に次に掲げる書類をスポーツ企画課に提出しなければならない。

- (1) 事業の決算が分かる書類
- (2) 事業の実施に際して配布した開催要項、プログラム等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業を把握するために神戸市が必要と認める書類

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、後援に関し必要な事項は、スポーツ企画課課長が定める。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。